

災害に備えて

梅雨時期から10月にかけては、台風などにより、低い土地での浸水や土砂災害が発生しやすい時期です。

積極的に情報収集を

避難情報 ちちぶ安心・安全メールや、防災行政無線、市HPで発信しています。

気象情報 テレビ、ラジオ、気象庁のHPで確認してください。

戸別受信機（防災ラジオ）を無償貸与しています

対象 65歳以上の方のみの世帯、災害等により孤立地域になる可能性のある世帯、土砂災害警戒区域にお住まいの世帯、聴覚の障がい者手帳の交付を受けている方がいる世帯、避難行動要支援者名簿に登録されている方がいる世帯、川沿いにお住まいの世帯、通常時に屋外放送が聞き取れない世帯

戸別受信機（防災ラジオ）の管理にご協力ください

電池の液漏れによる機械の故障防止のために、年1回程度の乾電池交換をお願いします。

避難の方法

避難とは難を避けること、安全を確保することです。「自らの命は自らが守る」意識を一人一人が持ち、普段からどう行動するか決めておきましょう。

●在宅避難

避難所への移動だけが避難というわけではありません。ハザードマップで自宅周辺の状況や避難所までの避難経路をご確認いただくとともに、自宅での安全が確保されている場合は、自宅の安全な場所へ避難する在宅避難にご協力ください。

家具などの転倒・落下防止を

背の高い家具や、テレビなどはL字金具や支え棒などで固定しましょう。

●親戚や知人宅への立退き避難

近くの安全な親戚や知人宅など、避難所以外への避難も検討してください。

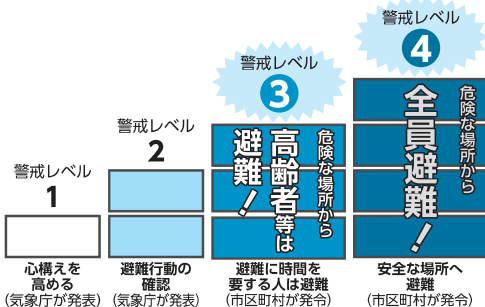
●避難所への立退き避難

スリッパ、常備薬など自身が必要とするものの持参と、暑さ対策や防寒対策をお願いします。
※重症化リスクが高い方への感染症の感染を防ぐため、避難所ではマスクの着用を推奨します。

問 危機管理課 ☎ 22-2206

市区町村から出される避難情報（警戒レベル）

- ① 避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。
 - ② 危険な場所から警戒レベル3で（高齢者等は避難）、警戒レベル4で（全員避難※1）です。
- ※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者等に限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル4 避難指示で危険な場所から避難です

① 警戒レベル5はすでに災害が発生・切迫している状況です。

- 警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。
- 警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはけません！
- ただし、警戒レベル5は、市区町村が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で発令される情報であり、必ず発令される情報ではありません。

① 警戒レベル4は避難指示に一本化されました。

- 避難のタイミングを明確にするため、令和3年の災対法改正以前の警戒レベル4避難勧告と避難指示（緊急）は「避難指示」に一本化され、避難指示は令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令されます。
- 警戒レベル4避難指示は、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令される情報で、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

① 警戒レベル3は高齢者だけの情報ではありません。

- 「高齢者等」は障害のある人や避難を支援する者も含んでいます。
- さらに、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。

① 豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。

秩父市防災行政無線放送



の内容を☎で確認
できます。(通話料無料)
☎0800-800-5747

ちちぶ安心・安全メールでも

防災・防犯・火災などの防災行政無線の内容を配信中！

右のQRコードを読み取って
ください。



ちちぶエフエムで 秩父市の情報を発信中！

秩父市インフォメーション

- 毎日7時55分から3～5分間
- FMの79.0MHzにチューニング！
- スマートフォンでも、「FMプラプラちちぶエフエム」から！



令和6年能登半島地震災害義援金を受け付けています。

受付場所：市役所総合案内および吉田・大滝・荒川総合支所窓口

茶トレ講習会を開催します

ちちぶ医療協議会では、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）の予防に取り組んでいます。ロコモ予防に興味のある方は、ぜひご参加ください。

参加者にはヨガマットをプレゼント！

※ロコモ…運動器（骨・筋肉・神経など）の障害により運動能力が低下したため、要介護になる危険が高い状態のことです。

と き 8月27日(火)14時30分～16時30分

ところ 歴史文化伝承館2階ホール

内容 ちちぶお茶のみ体操(通称：茶トレ)
ロコモ予防についての講話

※秩父市版健康マイレージの対象事業です。

講師 渡會 公治 氏、宮原 富士子 氏

定員 50人（申込順・参加費無料）

持ち物 水分補給用の飲み物

※運動のできる服装でお越しください。

申 7月16日(火)9時～8月9日(金)までに

電話で地域医療対策課へ

問 地域医療対策課 ☎ 22-2279



サマージャンボ7億円
(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ5,000万円
(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

☆この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

7月8日(日)発売! 発売期間 7/8(月)～8/8(木) 1枚 300円

☆お求めは埼玉県内の宝くじ売り場で!

ご当地クレーちゃん
埼玉県 ジャンボこいのぼりクレーちゃん

大好評・恋たま出張登録会(本人確認のための面談)を実施します!

恋たまは、埼玉県が運営する公的結婚支援機関です。開設から6年で成婚数467組、AIマッチングでメディアにも取り上げられています。

前回も大好評だった秩父での出張登録会を再度開催します。市在住の方は、割引価格で利用できるの、この機会にぜひご登録ください。

と き 7月28日(日)10時～16時

※1人20分程度 ×10枠（事前予約制、先着順）

ところ 歴史文化伝承館1階研修室

対象 ①～③全てに当てはまる方

①結婚を希望し、自ら婚活する意思がある20歳以上の独身の方、②埼玉県内に在住、在勤、または近い将来埼玉県への移住を考えている方、③電話回線のあるスマートフォンをお持ちの方

持ち物 写真付きの身分証明書（免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）

費用 秩父市在住の方 1万1,000円（税込・2年間有効）※後日振り込みとなります。

申 恋たまHPから仮登録し、相談会場で「秩父市」を選択して予約してください。

問 S A I T A M A 出会いサポート

センター事務局

☎ 048-789-7721

(月～金曜日 9時～17時)



秩父宮記念市民会館 自主事業 けやきらくごvol.9・vol.10

Vol.9は昨年7月のけやきらくごにご出演いただいた古今亭始さんの真打昇進記念として「始改メ古今亭伝輔真打昇進披露スペシャル」をお届け！始さんと縁の深い落語家さんも駆け付け、しゃべって！さいたま秩父編を開催します。

と き vol.9：9月23日（月・休）

vol.10：11月18日(月)

各日18時30分開演（18時開場）

ところ けやきフォーラム

出演 vol.9：古今亭伝輔・林家けい木・立川志の太郎

vol.10：三遊亭青森・柳家小ふね

料金 【全席自由】各回1,000円

※未就学児の入場不可

申 ①電話予約 ☎ 23-2294

※予約後、翌日から2週間以内に市民会館ホール事務室にてチケットをお引き取りください。

②窓口販売 市民会館ホール事務室

①②ともに9時～18時・火曜日休館

問 市民会館 ☎ 24-6000（9時～18時・火曜日休館）

【vol.9出演者】



古今亭 伝輔
撮影：武藤奈緒美



林家 けい木



立川 志の太郎

【vol.10出演者】



三遊亭 青森



柳家 小ふね

地域包括支援センターだより

認知症にやさしい地域づくりのために

地域包括支援センターでは、認知症についてのさまざまな取り組みを進めています。

認知症サポーター研修会

認知症サポーター養成講座を受講した方のための再学習、ステップアップの研修です（3回で1コースとなります）。

講師 介護老人保健施設エスポワール秩父
相談員 内海 巨史 氏

	とき	ところ	内容（予定）	定員
①	7月25日(木) 10時～11時30分	歴史文化伝承館1階研修室	「認知症サポーター養成講座のおさらい」	20人
②	9月27日(金) 10時～11時30分		「認知症の方との接し方(体験型)(予定)」	
③	10月30日(水) 10時～11時30分		「グループワーク(予定)」	

申 7月19日(金)までに下記へ

問 秩父地域包括支援センター ☎ 22-2582

認知症カフェへ出掛けてみませんか？

認知症になっても安心して地域で暮らすため、認知症の方、ご家族、地域の方、どなたでもお気軽に参加できます。

介護に関する日ごろの悩みや世間話など、一息つける交流の場で、専門職に相談することもできます。まずは一度、出掛けてみませんか？

カフェの名称	とき・ところ
オレンジカフェ 「あおば」 小柱196 ☎ 62-5357	7月11日(木)、10月12日(出) 13時30分～15時 会場：7月・大田公民館 10月・デイサービスふたば 定員：15人 参加費：無料
オレンジカフェ 「まんよう」 下吉田7624-4 ☎ 26-7515	10月19日(出) 14時～15時30分 会場：万葉の郷 定員：15人 参加費：100円
オレンジカフェ 「グリーンカフェ楓」 荒川上田野766-1 ☎ 54-3210	9月7日(出)・11月9日(出) 13時30分～15時30分 会場：デイサービスセンター楓 定員：15人 参加費：100円

消費生活センターからのお知らせ

サブスクリプションの請求トラブルが多発しています

事例1 クレジットカードの明細に500円ほどの覚えのない請求があり、確認したら1年前から毎月引き落とされていた。

通販サイトの有料会員サービスの料金だったが、まちがって登録したようだ。使っていないので返金してほしい。

事例2 ペットが夜中に体調を崩した。急いで質問サイトに投稿し、専門家の助言をもらって応急処置をした。

質問サイトは、トライアル期間のため500円ほどで利用できたが、翌月カードに4,000円の請求があった。

トライアル期間が過ぎて、自動で継続会員に移行してしまったようだ。解約したいが、IDやパスワードを忘れてしまった。

サブスクリプション（以下サブスク）は、定められた料金を定期的に支払うと、一定期間サービス提供が受けられる契約です。

インターネットでは、初めは無料または安い料金でサブスクのサービスを試したあと、自動的に有料期間に移行するものがたくさん

あります。

事例1のように自覚のないままサブスク契約をしていたり、事例2のように有料期間移行時の解約を忘れたりといった、思わぬトラブルになりがちです。

消費者の皆さんへのアドバイス

- ・ インターネットの有料サービスに注意し、申し込むときは利用規約をよく読んで理解しましょう。
- ・ サブスクの解約返金方法は、原則的に利用規約に従います。サブスクは利用してもしなくても一定料金がかかるので、返金対応は厳しい場合が多いです。
- ・ ログインに必要なIDやパスワードを大切に保管しましょう。
- ・ カードの利用明細を毎月必ず確認しましょう。



出典：消費者庁イラスト集より

秩父市消費生活センター

毎週月～金曜日（祝日はお休み）
9時～12時、13時～16時
☎ 2515200

高齢者介護課からのお知らせ

令和6年度介護保険料決定通知書を送付します

送付時期 7月中旬

納付すべき金額と納付方法について記載していますので、ご確認をお願いします。

介護保険施設利用時に、食費と部屋代の軽減が受けられます（利用者負担限度額認定）

介護保険の施設サービスや短期入所サービスを利用する場合、食費、部屋代および日常生活費は自己負担が原則ですが、表の要件を満たす方は、申請により、食費と部屋代の軽減が受けられます。

対象者の要件（下表参照）

利用者負担段階	対象者	預貯金等資産要件	
		単身	夫婦
第1段階	・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ・生活保護受給者	1,000万円以下	2,000万円以下
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で80万円以下の方	650万円以下	1,650万円以下
第3段階①	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で80万円超120万円以下の方	550万円以下	1,550万円以下
第3段階②	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で120万円超の方	500万円以下	1,500万円以下

社会福祉法人などによる利用者負担の軽減制度があります

住民税非課税世帯の方で、世帯の収入状況等を勘案し、生計が特に困難と判断される方に対して、サービスを提供する社会福祉法人等が利用者負担を軽減する制度です。

要介護認定を受けている方へ「介護保険負担割合証」を送付します

送付時期 7月中旬

現在ご使用の介護保険負担割合証は、有効期限が令和6年7月31日までとなっています。8月1日から1年間有効の割合証を送付しますので、ご自身の負担割合をご確認の上、ご利用の施設にご提示ください。

手続きに必要なもの ①申請書兼同意書、②利用者本人および配偶者の預貯金通帳のコピーまたは原本（2か月以内に記帳したもの）、③利用者本人および配偶者のマイナンバーがわかるもの、④申請者（窓口に来る方）の本人確認ができるもの

社会福祉法人などによる利用者負担の軽減制度があります

※申請の要件や必要書類など詳細についてはお問い合わせください。

申・問 高齢者介護課 ☎ 25-5205

各総合支所市民福祉課 吉田 ☎ 72-6082

大滝 ☎ 55-0865 荒川 ☎ 54-2116

後期高齢者医療制度にご加入の方へ

「後期高齢者医療被保険者証」が更新されます

8月1日から新しい保険証（有効期限：令和7年7月31日）に切り替わります。新保険証は青色で、7月中旬に郵送します。

なお、世帯の所得状況等により、毎年8月1日で負担割合の判定をしています。窓口負担（1割・2割・3割）は、保険証に記載の負担区分をご覧ください。

後期高齢者医療保険料額決定通知書を郵送します

納付書が同封されている方は、金融機関等で納めてください。それ以外の方は受給されている年金からの天引きか、登録いただいている口座からの引き落としとなりますので確認してください。

問 保険年金課 ☎ 25-5201

敬老会開催のお知らせ

本年度の敬老会は、昨年度同様に集会形式で開催することを基本にします。

しかし、敬老会会場の設置状況や実施内容等で開催することが難しい町会もあることから、①集会形式での開催、②高齢者の見守りを兼ね記念品を配布する形式のいずれかを各町会ごとに決定していただくことになりました。

参加者・関係者の安全を考慮しての決定となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

対象 昭和23年4月1日以前にご出生された方

問 高齢者介護課 ☎ 25-5205



国民健康保険にご加入の方へ

「国民健康保険被保険者証」が更新されます

8月1日から新しい保険証に切り替わります。有効期限は令和7年7月31日です。(年齢等の要件により7月31日以前に有効期限が設定されている場合があります。詳しくは保険証に同封の通知をご確認ください。)新保険証はピンク色で、7月中に郵送します。

70歳から74歳の方は、自己負担割合が記載された

「被保険者証兼高齢受給者証」が交付されます。

お願い

有効期限の切れた古い保険証などは、個人情報にご留意の上、ご自身で破棄していただきますようお願いいたします。

☎保険年金課 25-5201

各総合支所市民福祉課 吉田 ☎72-6082

大滝 ☎55-0863 荒川 ☎54-2395

高額療養費の窓口負担が軽減されます

「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することにより、一医療機関ごとの窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

年齢・所得に応じた限度額は下表のとおりです。

住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代が減額となる場合があります。手続きが遅れると食事代の減額は受けられません。

認定証が必要な場合は、手続きをお願いします。

なお、後期高齢者医療の被保険者で昨年度中に認定証の交付を受けていた方は、新しい認定証を7月中に郵送します。

※昨年の所得により郵送されない場合があります。届かない方はお問い合わせください。

手続きに必要なもの

○国民健康保険

- ・保険証
- ・世帯主と認定を受ける方のマイナンバーがわかるもの
- ・本人確認書類

○後期高齢者医療

- ・保険証
- ・マイナンバーがわかるもの
- ・本人確認書類

☎保険年金課 25-5201

各総合支所市民福祉課 吉田 ☎72-6082

大滝 ☎55-0863 荒川 ☎54-2395



70歳未満の人の自己負担限度額(月額)

区分	限度額(3回目まで)	限度額(4回目以降)	申請手続き
ア 年間所得901万円超	252,600円+ (医療費の総額-842,000円) ×1%	140,100円	必要
イ 年間所得600万円超901万円以下	167,400円+ (医療費の総額-558,000円) ×1%	93,000円	必要
ウ 年間所得210万円超600万円以下	80,100円+ (医療費の総額-267,000円) ×1%	44,400円	必要
エ 年間所得210万円以下	57,600円	44,400円	必要
オ 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	必要

※自己負担額の計算条件(70歳未満の人の場合)

- ①暦月(1日~末日)ごとに計算をします。
- ②同じ医療機関でも内科と歯科、外来と入院はそれぞれ別計算になります。
- ③2つ以上の医療機関にかかった場合には別計算になります。
- ④入院時の食事代や、差額ベッド代など保険適用外の医療行為は対象外です。

70歳以上の人の自己負担限度額(月額)

区分	外来(個人単位)の限度額	外来+入院(世帯単位)の限度額	限度額(4回目以降)	申請手続き
現役並みⅢ 課税所得690万円以上	252,600円+ (医療費の総額-842,000円) ×1%		140,100円	不要
現役並みⅡ 課税所得380万円以上690万円未満	167,400円+ (医療費の総額-558,000円) ×1%		93,000円	必要
現役並みⅠ 課税所得145万円以上380万円未満	80,100円+ (医療費の総額-267,000円) ×1%		44,400円	必要
一般 課税所得145万円未満	18,000円 年間上限144,000円	57,600円	44,400円 ※入院を伴う場合のみ	不要
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	-	必要
低所得Ⅰ 住民税非課税世帯	8,000円	15,000円	-	必要

※自己負担額の計算条件(70歳以上の人の場合)

- ①暦月(1日~末日)ごとに計算をします。
- ②外来は個人単位でまとめ、入院を含む自己負担額は世帯単位で合算します。
- ③病院・診療所、内科・歯科の区別なく合算します。
- ④入院時の食事代や、差額ベッド代など保険適用外の医療行為は対象外です。

令和6年度国民健康保険税納税通知書を送付します

送付時期 7月中旬発送予定

軽減制度

○所得の少ない世帯に対する軽減

国民健康保険税（以下、国保税）は、①所得割、②資産割、③均等割、④平等割に基づき課税されますが、所得が一定基準以下の世帯に対し、均等割と平等割を軽減する制度があります。

該当者は申請をしなくても軽減されますが、世帯主および世帯内の加入者（特定同一世帯所属者を含む）の中に未申告者などがある場合、軽減対象世帯であっても適用は受けられません。

【対象となる世帯】

前年の総所得金額等	軽減割合
世帯の所得が43万円+{(※ ¹ 給与所得者等の数-1)×10万円}以下	7割
世帯の所得が43万円+{29万5千円×(加入者数+※ ² 特定同一世帯所属者数)}+{(※ ¹ 給与所得者等の数-1)×10万円}以下	5割
世帯の所得が43万円+{54万5千円×(加入者数+※ ² 特定同一世帯所属者数)}+{(※ ¹ 給与所得者等の数-1)×10万円}以下	2割

※¹給与所得者等とは、一定の給与所得者（給与収入が55万円を超える方）と公的年金所得者（公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方）をいいます。

※²特定同一世帯所属者とは、国民健康保険に加入したまま75歳を迎えることにより後期高齢者医療制度へ移行した方です。

○未就学児にかかる軽減

子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、未就学児（6歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者）の均等割額が5割軽減されます。

○後期高齢者医療制度移行による平等割の軽減

国民健康保険の加入者が、後期高齢者医療制度へ移行したことにより、その世帯の国民健康保険加入者が1人だけとなった場合、平等割が5年間半額になり、その後、3年間は4分の1が軽減されます。（該当者は申請をしなくても軽減されますが、世帯構成が変わると対象外になる場合があります）

○社会保険等の被保険者だった方の減免

社会保険等の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、その被扶養者（65～74歳）が国民健康保険に加入した場合、申請により、国保税を減免します。

○非自発的失業者に対する軽減

倒産・解雇・雇止めなどにより離職をされた方は、申請により国保税を軽減します。

【対象となる方】

離職時点において65歳未満の方で、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当する方

○産前産後期間相当分の減免

令和5年11月1日以降に出産または出産予定の国民健康保険の加入者が、その年度に納める国保税の所得割と均等割額から、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間）相当分が申請により減免されます。

○賦課限度額の改定

賦課限度額（上限）について、支援分が20万円から22万円に改定されました。

☎保険年金課 ☎ 25-5201

国民年金の保険料免除制度

国民年金には、保険料を納めることが経済的に困難な場合に、申請によって保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。

この制度は、本人とその配偶者および世帯主の前年の所得が一定の基準額以下の場合に承認されるものです。「免除」には、保険料の全額が免除される「全額免除」、世帯の所得に応じて保険料の一部を納付して残りが免除される「4分の3免除」「2分の1免除」「4分の1免除」の4種類があります。一部免除の場合、一部保険料を納付しないとその期間の一部免除は無効となり、未納期間となります。「納付猶予」は、50歳未満の方で世帯主の所得が多く、保険料免除に該当しない場合でも、本人および配偶者のみの所得で審査をして基準を満たせば、保険料

納付が猶予されます。

これらの保険料免除・納付猶予期間（一部免除を含む）は、年金受給に必要な期間に算入することができます。

免除の承認期間については7月から翌年6月までとなります。ただし、全額免除または納付猶予を承認された方が、翌年度以降も引き続き申請を行うことを希望された場合は、改めて申請を行わなくても継続して申請があったものとして、自動的に審査を行います。

☎秩父年金事務所 ☎ 27-6560

保険年金課国民年金担当 ☎ 25-5201

各総合支所市民福祉課 吉田 ☎ 72-6082

大滝 ☎ 55-0863 荒川 ☎ 54-2395